

(設置)

第1条 西原町が西原町字小波津地内に整備を進める西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の愛称について、公正かつ適正に選定するため、西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設愛称選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、西原町が西原町字小波津地内に整備を進める西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の愛称を選定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 建設部長
- (3) 教育部長
- (4) 産業観光課長
- (5) 指定管理者
- (6) 農業・漁業関係者
- (7) 商工関係者
- (8) 観光関係者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による選定が終了したときをもって終了する。

(委員長)

第5条 委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長が必要と認めるときは、所掌事務に関係のある事項について専門的な知識又は経験を有する職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、西原町建設部産業観光課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。